平成２２年（フ）第１６号
岩手県花巻市湯本第４地割48番地
債務者　川村　　泉
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１７号
宮城県石巻市門脇字二番谷地４番地14
債務者　大槻たえ子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２０年（フ）第５１３号
佐賀市光１丁目５番43号
債務者　中原　征洋
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４９号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野576―１　スカイハイツ101号、住民票上の住所佐賀県三養基郡みやき町大字簑原5512番地
債務者　深堀　信吾
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄280番地22
債務者　相良　安孝
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3114番地、住民票上の住所佐賀県佐賀市川副町大字鹿江1260番地１
債務者　高祖　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
佐賀県佐賀市久保田町大字久富394番地１
債務者　松永　博安
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
愛知県春日井市若草通２丁目53番地２　第３カーサ円正２Ｂ号
債務者　篠崎リンコンこと　ＳＨＩＮＯＺＡＫＩ　ＬＩＮＣＯＬＮ
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６５６号
神戸市東灘区御影本町７―７―20―105、住民票上の住所神戸市東灘区御影石町２丁目14番12―103号
債務者　木口　健司
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６９号
神戸市須磨区千守町１丁目５番２号
債務者　福田　昌利
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８０号
神戸市須磨区前池町２丁目８番15―402号
債務者　井口　由美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４８号
兵庫県宝塚市高松町２番62―507号
債務者　松田　真美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４７１号
兵庫県伊丹市大野３丁目77番地　ウィングコート伊丹大野811号、前住所兵庫県神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番８―1318号
債務者　宮山　里志
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４７２号
兵庫県伊丹市大野３丁目77番地　ウィングコート伊丹大野811号、前住所兵庫県伊丹市荻野２丁目29番地　中島マンション104号
債務者　宮山　美樹（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４７３号
兵庫県伊丹市大野３丁目77番地　ウィングコート伊丹大野811号、前住所兵庫県伊丹市東野３丁目59番地２　中島文化
債務者　渡邉美智子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２８号
兵庫県伊丹市桜ケ丘５丁目１番３号
債務者　島原　由香
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５５号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目２番１―Ｂ201号
債務者　河村　正夫
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部